

# 令和4年度当初予算編成要領

## 1 基本方針について

### (1) 本県を取り巻く環境と目指す姿

新型コロナウイルス感染症(以下「感染症」という。)については、令和2年1月に国内での感染が初めて確認されて以降、140万人を超える陽性者が確認され、社会や経済に多大な影響を与えている。

ワクチン接種をはじめとした対策が進められているところであるが、感染拡大が一定収束した後も、感染症禍で深刻化したメンタルヘルスの問題や出生数の減少への対応、打撃を受けた地域経済の復興など、様々な面において痛んだ本県の「健康」の回復は、引き続き大きな課題として残るものと考えられる。

一方で、感染症禍を転機として、社会のデジタル化が大きく進展したほか、地方への関心の高まり、分散型社会への志向、自然が持つ価値の再評価など、人々の価値観の変容が見られ、ポストコロナ時代への幕開けを迎えようとしている。また、異常気象の多発や生態系の変化などの気候変動の影響が生じており、CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会の実現に向けた取組の加速化が不可欠である。

世界的な感染症の拡大により、人々の生活や社会のあり方が大きく変化する中で、基本構想で掲げる基本理念「変わる滋賀 続く幸せ」に沿って、自分らしい未来を描ける生き方と、その土台となる経済、社会、環境のバランスの取れた持続可能な滋賀の実現を目指していく。

### (2) 感染症の影響と本県の財政状況等

感染症の拡大は、人々の生命や生活を始め、社会、経済活動、更には、人々の意識や価値観に至るまで、多方面に影響を及ぼしている。

特に、経済活動については、内閣府の「2021年4~6月期四半期別GDP速報(1次速報値)」において、令和2年度の実質GDP成長率が4.5%のマイナスとなるなど、大きな落ち込みを見せている。

また、本県における直近の「財政収支見通し(令和3年2月再試算)」においては、令和4年度から令和8年度までの累計で、863億円の財源不足が発生すると見込んだところである。

令和3年6月に示された国の「経済財政運営と改革の基本方針2021」では、令和4年度から令和6年度について、「地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額について、2021年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」との方針が示されたものの、「地方財政も含め財政構造を平時モードに戻していく必要がある」ともされており、こうした国の地方財政に対する考え方や、本県経済を取り巻く状況を踏まえると、県税に地方交付税等を合わせた一般財源総額については、大幅な伸びを期待することはできない。

加えて、社会保障関係費など、県の裁量が効きにくい義務的な経費の増加や、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会に向けた施設整備をはじめとする大規模事業、公共施設等の老朽化対策などの財政需要の高まりに伴い、今後、多額の財源不足が見込まれるところであり、財政健全化に向けた取組が喫緊かつ重要な課題となっている。

### (3) 令和4年度当初予算編成に向けて

令和4年度当初予算編成に向けては、現在が大きな転換期にあるとの認識の下、これからの滋賀を担う人たちとともに、知恵と力を合わせて社会的課題の解決に向けて取り組み、感染症禍で得られた知見を活かして、基本構想で掲げる「未来へと幸せが続く滋賀」の実現を目指していく必要がある。

また、感染症については、ワクチン接種の進展や感染の状況等も踏まえ、必要な対策を行いつつ、持続可能な財政運営が行えるよう、対応を行っていく必要がある。

さらに、この感染症の影響による国難ともいえる局面を克服し、県財政の持続性・安定性を確保するためには、歳入の状況を見極めた上で、「滋賀県行政経営方針2019」(以下「行政経営方針」という。)に基づく財源不足縮減のための取組を継続しながら、効果性・効率性を追求することで、限られた人材や財源の中でも持続可能な財政運営を確保する必要がある。

## 2 基本的な考え方について

### (1) 令和4年度に向けた施策構築の方向性

感染症を機に世界は大きく、急速なスピードで変化しているところであり、このような大きな転換期にある中で、新たに顕在化した課題や社会の流れに機動的かつ柔軟に対応していく必要がある。そのため、以下に示す「4つの柱」と「4つの柱を貫くテーマ」に基づいて施策を構築し、「人」「社会」「自然」すべての面において充足した本当の意味での「健康しが」をつくり、基本構想で掲げる「未来へと幸せが続く滋賀」の実現を目指していく。

「人の健康」については、感染症の影響により、人や社会とつながりが持ちにくくなっている中で、うつ、自殺等の問題が深刻化していることから「こころの健康」(柱1)への取組を強化するとともに、出産・子育てを取り巻く環境が厳しくなっている中、子どもを産み育てやすい社会の実現や、子どもたちが変化・未知の時代をたくましく、しなやかに生きていく力を身に付けられるよう、「次世代・子ども政策」(柱2)に取り組む。

「社会の健康」については、感染症により、地域経済の落ち込みやひとの交流機会が減少する中、「活力ある滋賀づくり」(柱3)に向けた取組を進め、新しい時代に選ばれる滋賀を目指す。

「自然の健康」については、気候変動対策が喫緊の課題となる中、「グリーン社会への挑戦」(柱4)に向けた施策に取り組む。

加えて、4つの柱を貫くテーマとして、社会の最大の資源である「ひと」の力を引き出すための「ひとづくり」、地域や産業の持続可能な発展と県民の暮らしをより豊かにするための「DXの推進」、地方自治の原点に立ち返り、県民の想いに応える「より良き自治の実現」を重視する。

こうした方向性のもとで主要施策の知事協議を実施し、令和4年度の施策構築を戦略的に進めていくこととする。

併せて、様々な社会的課題に対して、将来の負担軽減や将来的な課題への早期の対応等、予防の視点を重視するとともに、的確な評価や分析を行い、課題や施策の根拠となるデータや情報等を充実させ、それに基づき施策を構築する。その際には、施策の効果を明確に見極めた上、より効果的な施策展開を行うことができるよう取り組む。

### (2) 感染症対策の基本的な考え方

これまで実施してきた対策等を踏まえて、令和4年度に実施する必要があると見込まれる事業については、適切に見積もることとする。

また、国の予算編成や感染の状況等を踏まえ、必要に応じて調整を行う。

なお、感染状況等、直近の情勢を踏まえて事業内容等を検討しなければ計上できない事業については、その事業量等を的確に見込むことが困難であることに鑑み、その時々状況に応じて、機動的かつ適切に対応することとする。

### (3) 財政健全化の推進

予算編成においては、行政経営方針に基づき、歳入歳出両面から収支改善に取り組み、「収支改善目標」の達成を目指すこととする。

歳入面においては、地域経済の活性化等の取組による県税収入の安定確保はもとより、国等からの積極的な財源獲得、寄附の促進、広告事業の展開、ネーミングライツの売却、県有資産の処分や、さらなる有効活用など、ハード・ソフト両面からあらゆる検討を行い、自主財源の充実強化を図る。

歳出面においては、限られた財源を効果的・効率的に活用する観点から、感染症による変化も踏まえつつ、最少の経費で最大の効果があがるよう事業効果を踏まえた施策・事業の見直しを不断に行う。

2月補正予算や決算において毎年度多額に生じている歳出不用については、効率的な予算執行の結果生じている面もあるが、予算見積り時の積算や事業量等をさらに精査することで、その縮減に努めるものとする。

## <予算編成にあたって留意する点>

### ○SDGsの視点の活用

持続可能な滋賀の未来を実現するため、SDGsの特長を活かしながら、今取り組むべき施策を検討することとし、その際には、将来的に持続可能であるか、異なる分野への相乗効果があるか、異なる分野を阻害するおそれがないかなど、多面的な視点で捉える。

なお、検討に当たっては、県庁SDGsアクション（Ver.1）を踏まえ、目指すべき姿を明確にし、SDGsのどのゴールやターゲットに向けてどのような実践を進めていくのか（バックキャストの発想）を意識すること。

### ○国の動きに呼応した施策の推進と国の施策・制度の活用

国においては、「経済財政運営と改革の基本方針2021」では、グリーン社会の実現、官民挙げたデジタル化の加速、日本全体を元気にする活力ある地方創り、少子化の克服、子供を産み育てやすい社会の実現という方向性が示されたところであり、「まち・ひと・しごと創生基本方針2021」では、新たに「ヒューマン」「デジタル」「グリーン」という3つの視点が重点に据えられるなど、県政を推進する上で重要となる施策について検討されているところである。

施策構築においてはもちろんのこと、年間を通じて、国のこうした動きを的確に捉え、これに呼応した施策を推進するとともに、国の施策や制度については、時機を逸することなく最大限活用することができるよう取り組むこととする。

### ○市町との連携強化

人口減少社会への対応や地域活性化策など、県政を取り巻く様々な課題の解決を図るためには、住民に最も身近な基礎自治体である市町と適切な役割分担の下、積極的に連携を進めることにより双方の強みを生かすことが不可欠である。

市町とは、日頃より情報交換・共有を図ることはもとより、あらゆる機会を通して意見交換を行い、その意見を真摯に受け止めることにより、県民にとって、より良い行政サービスを提供できるよう、取り組むこととする。

また、市町に関係する新たな施策を実施する場合や制度改正を行おうとする場合には、対話を重ね、理解を得ることに努めることにより、施策を着実に実行することができるよう取り組むこととする。

### ○多様な主体との協働・連携

今後、ますます複雑化・多様化する地域課題や行政ニーズにきめ細かく対応していくためには、県民をはじめとしてNPO、企業、大学など、多様な主体と、課題を共有し、対話を重ね、共感を広げ、協働・連携していくことが重要となる。

このため、それぞれが有する資源、ネットワーク等を最大限に活かすことにより、本県が直面する様々な課題の解決に向け、共に取組を進めることができるよう努めることとする。

なお、多様な主体との協働・連携を進めるに当たっては、県民にオープンな行政経営の推進が不可欠であり、予算編成の情報を積極的に発信することにより、予算編成の透明化に引き続き取り組むこととする。

### ○部局間連携の徹底

複数部局にわたる課題に対しては、あらゆる場面で横つなぎを意識して取り組む必要があり、令和4年度の施策構築に当たっても、部局横断的な施策構築に努めることとしている。

予算編成においても、こうした考え方を十分に踏まえ、部局の枠にとらわれない横断的な視点を常に意識し、部局間の緊密な連携を図ることにより、県政を取り巻く様々な課題の解決に向けて取り組むこととする。

一方、部局内はもとより、複数部局にわたり類似の事業を実施している場合については、部局間連携の徹底を図ることにより、事業の整理・集約に努めるとともに、引き続き実施

する場合であっても、政策のパッケージ化や、事業間の相乗効果の発揮に努め、効率的かつ効果的な施策を展開できるよう取り組むこととする。

### 3 予算見積基準について

各部局に配分する予算要求枠については、令和3年度当初予算額を基礎として、収支改善に向けた取組等を加味しながら、当然増減事業や「重点化特別枠」対象事業等に係る経費を踏まえるとともに、収支フレーム全体を勘案して設定する。

各部局においては、施策の具体化に当たり、配分される予算要求枠の範囲内で、各事業の優先順位を厳しく見極め、経費については十分精査するとともに、同一の効果を挙げるのにより業務量や経費を削減できる方法はないか、同一の経費でより効果の高い方法はないかなど、最少の経費で最大の効果があがるよう、効果性・効率性を追求することとする。

併せて、県債の充当に当たっては、後年度の負担となることを十分認識した上で、適切に見積もることとする。

なお、次の事項に特に留意すること。

- (1) 感染症対策に係る事業については、2(2)により、精査の上見積もること。  
この場合の令和4年度の予算要求枠の取扱いについては、感染症対策として喫緊に対応が必要なものに限り、部局枠とは別に要求することができることとする。なお、部局枠、重点化特別枠等で実施してきた事業を組み替えて計上するものや通常事業として実施することが妥当であるものについては対象としない。  
なお、国の予算編成や感染の状況等を踏まえ、必要に応じて所要の調整を行うことに留意すること。
- (2) 基本構想を着実に推進するため、「主要施策の知事協議」において協議した施策の実現に向けた取組のうち、新規または拡充となる事業については、「重点化特別枠」を設定することにより、所要の予算額を要求できるものとする。
- (3) 「公共施設等マネジメント基本方針」に基づき、「長期保全計画」に定める長寿命化対策事業ならびに「更新・改修方針」に定める更新事業および改修事業を計画的に推進するため、「建築物の老朽化対策に係る令和4年度当初予算編成に向けた対応について」(令和3年5月20日付け滋行経推第45号行政経営推進課長通知)による協議を了したのものについては、「長寿命化等推進特別枠」を設定することにより、所要の予算額を要求できるものとする。
- (4) 琵琶湖森林づくり県民税の充当事業については、「令和4年度琵琶湖森林づくり事業の実施について」(10月上旬通知予定)による協議を了している事業とし、当該県民税の趣旨を十分に踏まえ、精査し、見積もること。
- (5) 滋賀応援寄附を有効に活用するため、これまでの寄附実績に応じて各部局へ配分する金額について、予算要求枠とは別に所要の予算額を要求できるものとする。
- (6) 自主財源拡充につながる歳入確保に積極的に取り組むこととし、増収となるもの(未利用県有地の売却を除く。)については、当該増収相当額を、別途関連する事業に充てることができるものとする。  
なお、継続的な増収であると認められるものについては、その実績額に応じて後年度に一定額(翌年度50%、翌々年度30%)を、各部局に配分する予算要求枠に加算することとする。
- (7) 備品の計画的な更新を促進するため、あらかじめ協議を了したのものについては、所要の予算額を要求できるものとする。
- (8) 職員給与費については、執行体制に係るものを除き、新規・追加を伴う場合はあらかじめ調整を行い、了とされた内容により見積もりを行うこと。
- (9) 扶助費については、単なる要望の積み上げ等ではなく、過年度の実績等も勘案するなど、多角的に分析し、適切に見積もること。
- (10) 上記の対応以外として、大規模な事業については、既存施設の有効活用や実施時期等を十分検討することとし、既に着手済みのもの、および取り組みが具体化しているもので知事との協議を了し事業実施の方針が決定されたものに限り、要求を認める。

#### 4 留意事項について

- (1) 予算編成に当たっては、本県財政の状況も踏まえ、後年度負担、類似事業との均衡、事務事業の効率性や効果性などの観点から、調整を行うこととする。  
また、原則として、新規項目の要求は既存事業の見直しの範囲内で行うとともに、事業内容や手法の見直し、事務の簡素化等、継続して実施する必要がある事業についても、その内容を適切に見直し、最少の経費で最大の効果があがるよう、効果性・効率性を追求すること。  
なお、税収見積もりや、国の予算編成、地方財政対策等の動向について、その詳細が判明し、収支フレームに影響がある場合には、全庁を通じて対応することを基本に、調整することとなるので留意すること。
- (2) 基金については、その設置の趣旨、目的および残高等を勘案し、所期の目的を達したものの、残高が少額で存在意義が乏しいもの、および近年活用がなされていないものなどは、積極的に廃止、統合等を検討すること。
- (3) 限られた人材や財源の中で、効果的・効率的に施策・事業を推進する観点から、特別な事業予算を伴うことなく、職員一人ひとりの創意・工夫により、行政課題の解決や県民サービスの向上を図る取組についても、人件費を含めた費用対効果に十分留意しつつ、積極的に検討すること。
- (4) 県民サービス向上やコストの縮減の面で効果が期待できる場合は、アウトソーシングやPFIの導入、さらなる新たな手法など、民間活力の活用や公民連携（PPP）による事業実施について、安全面の確保やサービスの質的向上、機能強化等に留意しつつ、積極的に検討すること。
- (5) 出資法人の自主性を高め、その継続的な活動を確保する観点から、補助金や受託事業等による県の財政支援に過度に依存しない財務体質を確保するため、補助金等による県の財政的関与の縮小がされるよう、検討すること。
- (6) 長時間労働の解消と仕事の質の向上に向けて、限られた人員の中にあっても、新たな県民ニーズへの対応も含め、より効果的な事業の実施が可能となるよう、事業の内容や実施方法、優先順位等を十分精査すること。
- (7) 効率的な仕事ができる環境づくりを進めるため、創意工夫を凝らすことにより、先を見越した資料作成や協議の効率化など予算編成事務の一層の負担軽減・効率化に努めること。
- (8) 事務処理誤りの防止や、適正な事務執行を確保する観点から、予算見積もりに当たっては、法令手続き等を十分確認し、所要の経費を適切に計上すること。
- (9) 見積もりにあたっては、CO<sub>2</sub>排出量削減等の環境改善効果について考慮すること。

#### 5 その他

- (1) 予算見積書の提出期限は、11月1日（月）とする。  
ただし、公共事業に係る見積書の提出期限は、11月12日（金）とする。
- (2) 職員給与費に係る見積もりについては、別途通知する。
- (3) その他必要な事項等については、別途通知する。